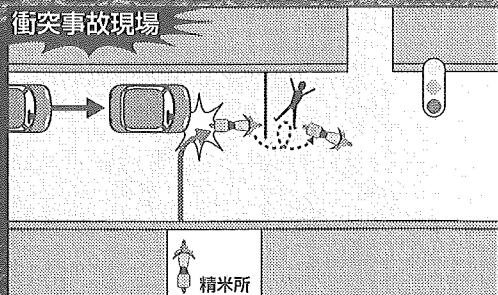


これでいいのか裁判官!! 宮崎・交通事故裁判の仰天判決



切断前の左足

事故現場見取り図。「追突」か「出会い頭の側面衝突」かが争点となっていた

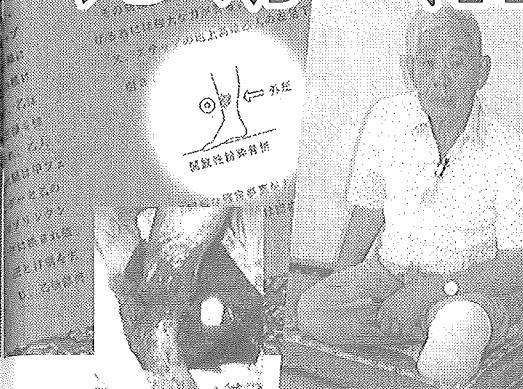
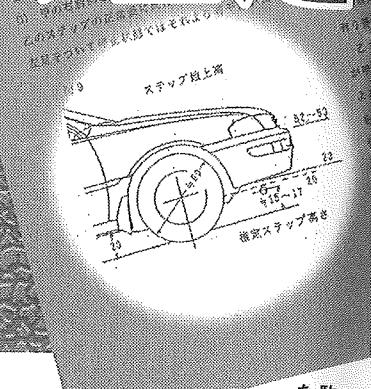
現場に落ちていた

裁判所前に運ばれた被害者のバイクを再度検証する駒沢鑑定人

事故現場見取り図。「追突」か「出会い頭の側面衝突」かが争点となっていた

原輝史鑑定人(①とほぼ同じ)
駒沢幹也鑑定人(②とほぼ同じ)
石川和夫鑑定人(③中とほぼ同じ)
「追突」と判断した④⑤の鑑定では、左足の損傷部分の位置関係から、着地していた足がステップに挟まれて損傷したと指摘。ところが「出会い頭衝突」と判断した①③の鑑定では、実車さえ検証せず、左足の損傷の原因についても言及していなかった。

高裁判判官は、加害者側に、「側面衝突で、どうやって被害者の左足が切断されたかを立証して反論するように」と申し渡していたものの、結局、加害者側がその立証を立断念。高裁は一審どおり「側面衝突」と認定、冒頭判決文のように判断したのだった。



「裁判官が証拠も見ないでこんないい加減な判決を書いてもいいのか!」。裁判所に遺族の怒号が響いた。警察のすざん捜査をきっかけに泥沼化していた交通事故裁判。5年4カ月にわたる闘いの末に下された高裁判決文には、事実誤認と、まるで「創作、ともいえるストーリー」がつくられていた……。

ジャーナリスト 柳原三津

原輝史鑑定人(①とほぼ同じ)
駒沢幹也鑑定人(②とほぼ同じ)
石川和夫鑑定人(③中とほぼ同じ)
「追突」と判断した④⑤の鑑定では、左足の損傷部分の位置関係から、着地していた足がステップに挟まれて損傷したと指摘。ところが「出会い頭衝突」と判断した①③の鑑定では、実車さえ検証せず、左足の損傷の原因についても言及していなかった。

高裁判判官は、加害者側に、「側面衝突で、どうやって被害者の左足が切断されたかを立証して反論するように」と認定した。車両の右前角がバイクの左フロントフォークに衝突……」と認定しただけで、左足や左

駒沢鑑定書。遺族側は左足の損傷の高さや形から「足を着地しているときに後部から追突された」と主張

高裁判決の明らかな間違いは、満さんの左足が落ちていたというくだりだ。満さんの足は「開放性粉碎骨折」でぶらぶらした状態ではあったが、事故直後は切れていた。川さん家族の一人が裁判所に、裁判所に証拠として提出され、いたのだ。疑問を持った岡川さんと質問をしたところ、裁判所職員は、こう答えたといふ。

「これは、足が切れ落ちて、レントゲンフィルムとともに、写真」という意味ですか」と質問をしたところ、裁判所は、こう答えたといふ。

「判決文のとおりです」と質問をしたところ、裁判所は、こう答えたといふ。

「突然に出てきた新「ストーリー」」

そのうえ、高裁判判官は、これまで鑑定を行った5人の鑑定人のだれも触れてこなかつた、「左足が右後輪と衝突した」という突拍子もない話を持ち出してきたのだった。

実は「出会い頭の衝突事故」と認定した一審判決は、「加害車両の右前角がバイクの左フロントフォークに衝突……」と認定しただけで、左足や左

大分県佐伯市内の交差点で乗用車と衝突。脳挫傷で意識不明のまま病院へ搬送され、粉砕骨折した左足切断の緊急手術を受けた。

しかし、事故態様をめぐつては、最初から「転三転した」

乗用車を運転していたのは、警佐署の調べに、「前から突然バイクが突っ込んだ」と供述。佐伯署も、「岡川さんの中線オーバーによる正面衝突」と判断した。しかし、満さんのバイクは、左のステップが前方に大きく曲がっていたが、正面衝突とみられることが、正しかった。

事故から3日後、岡川さんの家族は佐伯署に再検証を依頼したが、警察はまともに取扱わなかつたという。その矢先、意識を取り戻した満さんがこう語り始めた。「わしは(信号待ちで)止まつとつたんよ、そうしたら、後ろからどーんときて……」その後、高校教師は、「わしは(信号待ちで)止まつとつたんよ、そうしたら、後ろからどーんときて……」と供述を変え、警察も「正面衝突は思ひ違ひだつた」と反論。民事裁判は高裁へ。

「この事故は明らかに追突で、バイク側の過失はゼロ」と反論。民事裁判は高裁へ。ともづれこんでいたのだった。争点は、事故の態様だった。裁判には一、二審を通して、5人の専門家による鑑定意見が順次提出された。

①科学捜査研究所(加害車右前角とバイク側面が衝突)②小川金男鑑定人(加害車の右前輪が、停止中で着地している)

「正面衝突」ではなかつたことを正式に認めて謝罪。高校教師は翌年、業務上過失傷害罪で略式起訴され、40万円の罰金刑を受けたのである。

しかし、高校教師は今度は、「バイクが右側の精米所から飛び出したために起こった出走過失があると判断して自賠責保険を減額。岡川さんを告として債務不存を確認訴訟を起こした。一方、反訴原告となつた岡川さんの家族は、双方の事故車の痕跡や満さんの左足の損傷などの鑑定を民間の専門家に依頼し、

会社もバイク側に7割以上の重過失があると判断して自賠責保険を減額。岡川さんを飛び出したために起こった出走過失があると判断して自賠責保険を減額。岡川さんを告として債務不存を確認訴訟を起こした。一方、反訴原告となつた岡川さんの家族は、双方の事故車の痕跡や満さんの左足の損傷などの鑑定を民間の専門家に依頼し、

「バイク側の過失はゼロ」と反論。民事裁判は高裁へ。ともづれこんでいたのだった。争点は、事故の態様だった。裁判には一、二審を通して、5人の専門家による鑑定意見が順次提出された。

①科学捜査研究所(加害車右前角とバイク側面が衝突)②小川金男鑑定人(加害車の右前輪が、停止中で着地している)

福岡高裁宮崎支部は、こうコメントした。

「判決については判決文に書かれているとおりです。内容についてもコメントできません。明らかな事実誤認があるのであれば、上告していただくほかないでしょう」

しかし、最高裁では事実認定に関してはまず受け付けないのが現状だ。年明け、岡川さんは上告を断念した。

福岡高裁宮崎支部は、こうコメントした。

「判決については判決文に書かれているとおりです。内容についてもコメントできません。明らかな事